

173 日本弁護士協会「文官任用令全廃及高等官官等俸給令中

第四条削除の件建議書

〔大正七年十二月〕

〔注記1〕  
〔抹消〕

〔加筆〕

〔明治〕〔大正〕七年十二月四日

〔注記2〕

内閣書記官長 <sup>(高橋)</sup> 内閣書記官 <sup>(下條)</sup> <sup>(別府)</sup> <sup>(木下)</sup>

内閣總理大臣 了

法制局長官 <sup>(印)</sup>

〔注記3〕

一日本弁護士協会提出文官任用令全廃及高等官官等俸給令中

第四条削除ノ件建議書

右高覧ニ供ス

〔注記4〕

追テ右ハ文官任用制度調査ノ参考トセラレ可然ト認ム

〔朱書〕  
〔参照〕

〔注記5〕

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官任用令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽 (大正二年七月三十一日内閣總理大臣副署)

勅令第二百六十一号 (八月一日官報)

文官任用令

第一条 文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官及特別ノ規定ヲ設

クルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 勅任文官ハ第五条第一項ノ資格ヲ有シ一年以上勅任文

官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等

ノ職ニ在リタル者ヨリ之ヲ任用ス

第三条 第五条第一項ノ資格ヲ有セス二年以上勅任文官ノ職ニ

在リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在

リタル者ハ〔抹消文官〕高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ勅任文官ニ

任用スルコトヲ得但シ大正二年勅令第二百六十二号第一条ニ

掲クル文官ノ職ニ在リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 陸海軍将官ハ各其ノ部分ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ

得

第五条 奏任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 〔抹消文官〕高等試験〔加筆・朱書行政科試験〕ニ合格シタル者

二 〔抹消外交官及領事官〕〔加筆・朱書高等試験外交科〕試験ニ合格シ二年以上

上外交官又ハ領事官ノ職ニ在リタル者

三 二年以上上判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者

〔加筆・朱書四〕裁判所構成法ニ依リ判事又ハ検事タル資格ヲ有シ二年以上

上朝鮮總督府ノ判事若ハ検事又ハ台湾總督府法院若ハ關

東都督府法院ノ判事若ハ檢察官ノ職ニ在リタル者

二年以上奏任教官ノ職ニ在リタル者ハ之ヲ文部部内ノ奏任文

官ニ任用スルコトヲ得

第六条 判任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 中学校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認定シタル学

校ヲ卒業シタル者

二 〔抹消二〕般ノ専門学校入学ニ関スル試験檢定ニ合格シタル者

〔加筆・朱書高等試験令第七条ノ規定ニ依リ高等試験予備試験ヲ受

クルコトヲ得ル者〕

三 専門学校令ニ依リ法律学、政治学、行政学又ハ経済学ヲ

教授スル学校ニ於テ三年ノ課程ヲ履修シ其ノ学校ヲ卒業  
シタル者

四 文官普通試験ニ合格シタル者

五 文官高等試験ニ合格シタル者

六 三年以上文官ノ職ニ在リタル者

七 五年以上雇員タル者

第七条 教官、技術官其ノ他特別ノ學術技芸ヲ要スル文官ハ高

等官ニ在リテハ〔抹消文官〕高等試験委員、判任官ニ在リテハ

〔抹消文官〕普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規定ニ依リ文官タル資格ヲ有スル者ハ仍其ノ規定ニ依リ

之ヲ任用スルコトヲ得

〔加筆参照〕

●高等官官等俸給令 〔加筆明治四十三年三月  
勅令第三百三十四号〕

第四条 初メテ高等文官ニ任セラルル者ノ官等ハ六等以下トス

高等文官ニシテ退官シタル者再ヒ高等文官ニ任セラルル場合

ニ於テハ其ノ官等ハ前官ノ官等以下トス但シ前官官等在職年

數二年ヲ超エタル者ハ前官ノ官等二一等ヲ進ムルコトヲ得

前官ノ官等七等以下ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス陞シテ六

等官ニ至ルコトヲ得

〔注記6〕

建議書

〔注記7〕

(注記 8)

一文官任用令ヲ全廢スル事

理由

文官ノ任命ニ関スル現行ノ制限的規程ハ人材登用ノ本義ニ反シ時勢ニ順応スル所以ニ非ラス依テ之カ全廢ヲ必要トス  
二高等官官等俸給令中第四条ヲ削除スル事

理由

文官ノ任用ニ関シ現行制度ノ如ク其初任者ノ官等ヲ六等以下ニ制限スルハ人材登用ノ本義ニ反シ時勢ニ順応スル所以ニ非ラス依テ之カ削除ヲ必要トス  
以上

(注記 9)

右ハ本協會臨時總會ノ決議ニ基キ此段建議候也

大正七年十二月二日

日本弁護士協會 印

内閣總理大臣 原敬殿

日本弁護士協會特別委員

伊藤和二郎

猪股淇清

川手忠義

高野金重

新井要太郎

平松市藏

〔注記 1〕

〔雜乙一四〇〕

〔注記 2〕

〔下條〕

〔注記 3〕

〔濟〕

〔注記 4〕

〔三十四〕(簿冊内件名番号)

〔注記 5〕

〔文官任用令〕

〔注記 6〕

〔法制局雜第一号〕(下條) 印

〔注記 7〕

〔黒崎〕

〔注記 8〕

〔法制局〕

〔注記 9〕

〔雜乙一四〇〕

〔大正七年 公文雜纂 請願、建議 卷三十一止〕 2A, 14, 1448